

平成27年度事業報告会

2016年3月14日

森林クラウドシステム標準化事業

森林クラウド利用のためのトラストフレームワーク

本日はじめての方のために

1. 情報セキュリティに関する検討

- ◆ 平成25年度
森林クラウド事業者と都道府県を対象に検討
- ◆ 平成26年度
市町村と林業事業者等を対象に検討
- ◆ 平成27年度
森林クラウド・トラストフレームワークの検討

2. 平成26年度までの活動成果

森林クラウドシステム 情報セキュリティガイドライン

平成26年度成果

森林情報の
高度利活用

- ◆ 行政の保有する森林情報の第三者提供に関する環境整備
- ◆ 提供先の評価基準

市町村が
講ずべき措置

市町村

情報共有・利活用

林業事業者が
講ずべき措置

林業事業者

平成25年度成果

クラウド事業者が
講ずべき措置

クラウド事業者

SLA契約

災害・障害等の復旧対策及び円滑な稼働環境の保証

森林クラウドシステム

個人情報等の
安全な管理

都道府県が
講ずべき措置

都道府県

市町村独自の森林情報

林業事業者独自の森林情報

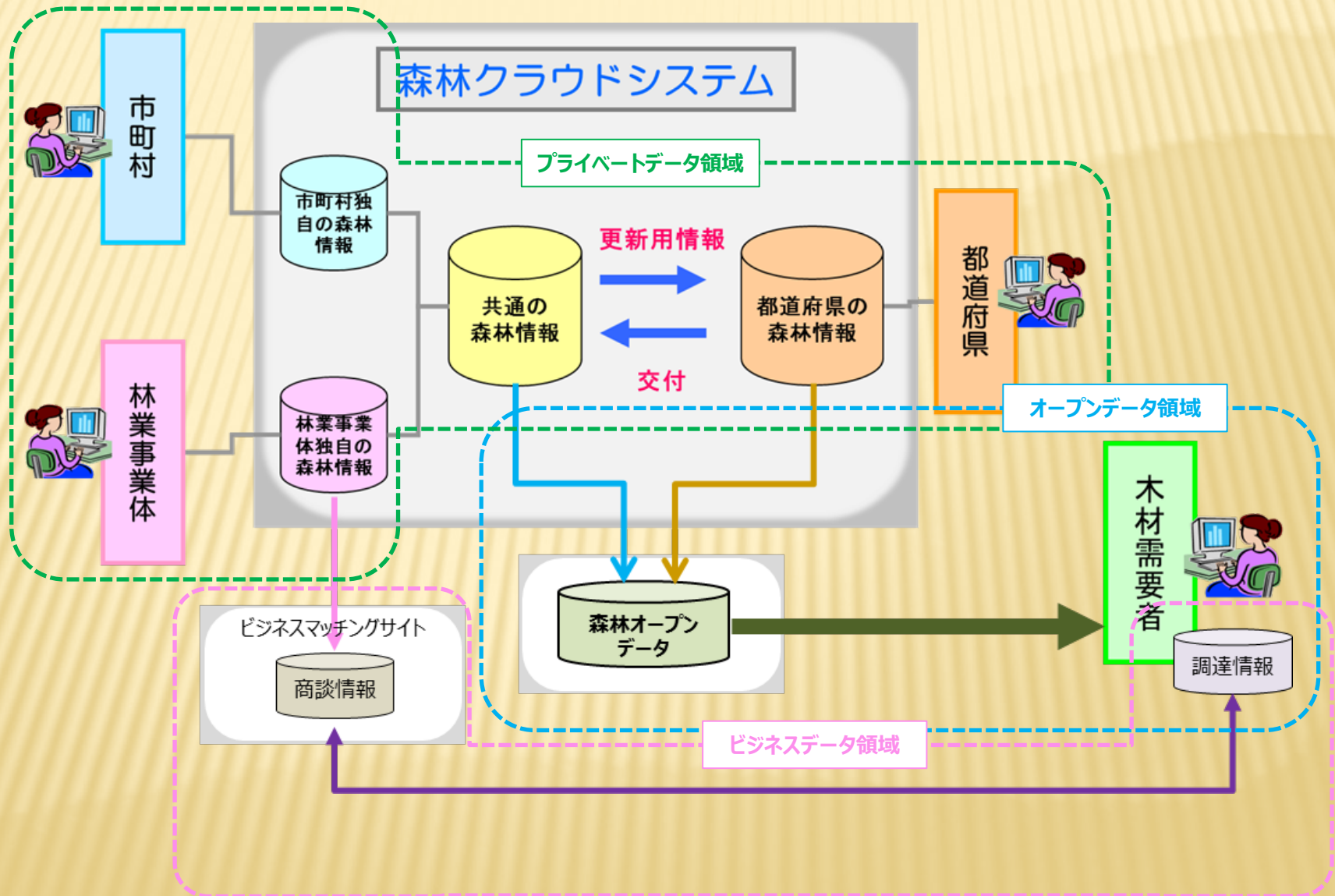
共通の森林情報

都道府県の森林情報

更新用情報

交付

3. 森林クラウドシステム全体イメージ



森林クラウド・トラストフレームワーク

1. 森林クラウドシステム運用の課題

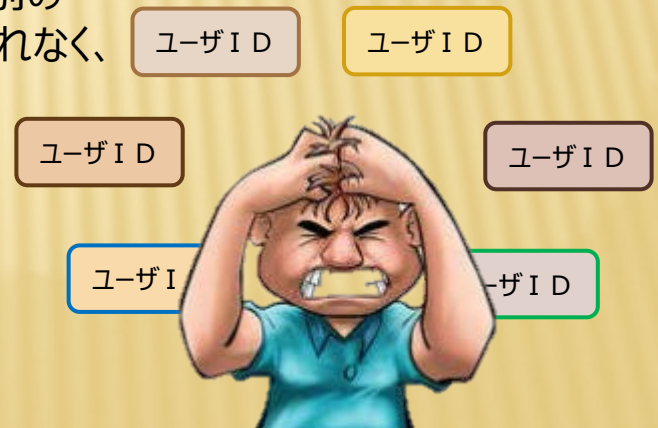
【情報社会に氾濫するユーザID】

■ インターネットサービスにはユーザIDが必要

インターネットの世界では、他人と区別をするために「ユーザID」を使い、本人しか知らない「パスワード」によって本当にその人であるという確認作業をします。この確認作業を経て、事業者は利用者を把握し、サービスを提供します。

■ 覚えきれないユーザID（利用者の課題）

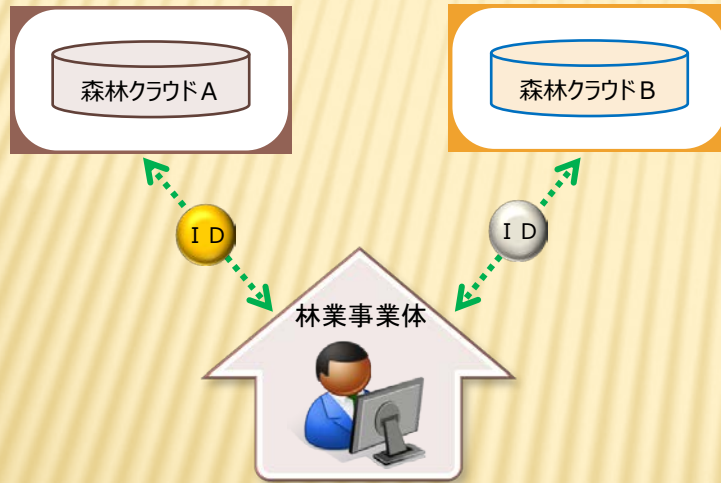
林業事業体は業務遂行のために、自社が利用する森林クラウドシステム
の他、都道府県・市町村が利用する森林クラウドシステム、森林関連クラウドシステム（例えば：空中写真・衛星画像提供サービス、統計・分析サービス等）等を利用することがある。これらのクラウドシステムは個別のユーザIDとパスワードが設定されるため、ID・パスワードが覚えきれなく、管理も煩雑となってしまう。



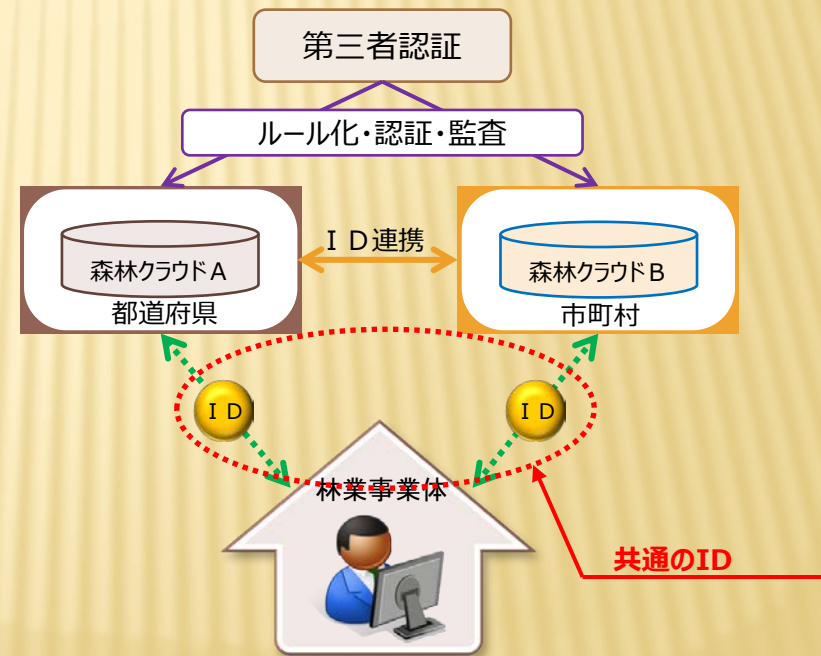
2. 平成27年度の調査・検討

【森林クラウド・トラストフレームワーク（仮称）の検討】（平成26年度事業の課題）
複数のクラウドサービス、複数の自治体との情報連携が想定される森林クラウドシステムの利用環境において「本人認証及びID・パスワードの簡素化」の課題解決に向けた検討。

現状での課題



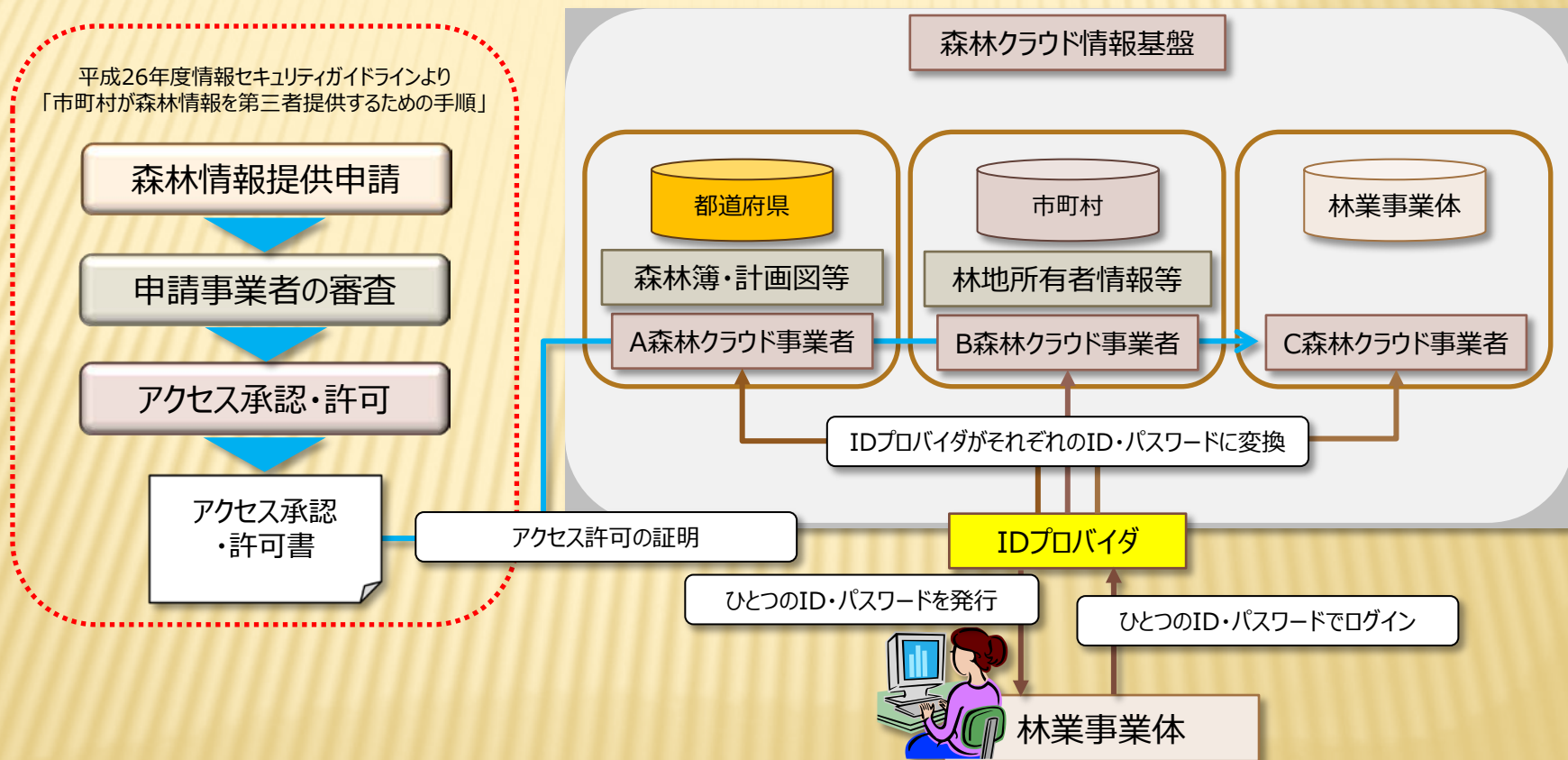
森林クラウド・トラストフレームワーク（仮称）



- ◆ 複数のクラウドサービス事業間でID連携を実現するためにはルール化が必要であり、事業者の認定制度も必要となる

3. 共通IDによるユーザ認証

【森林クラウド・トラストフレームワークの構築】

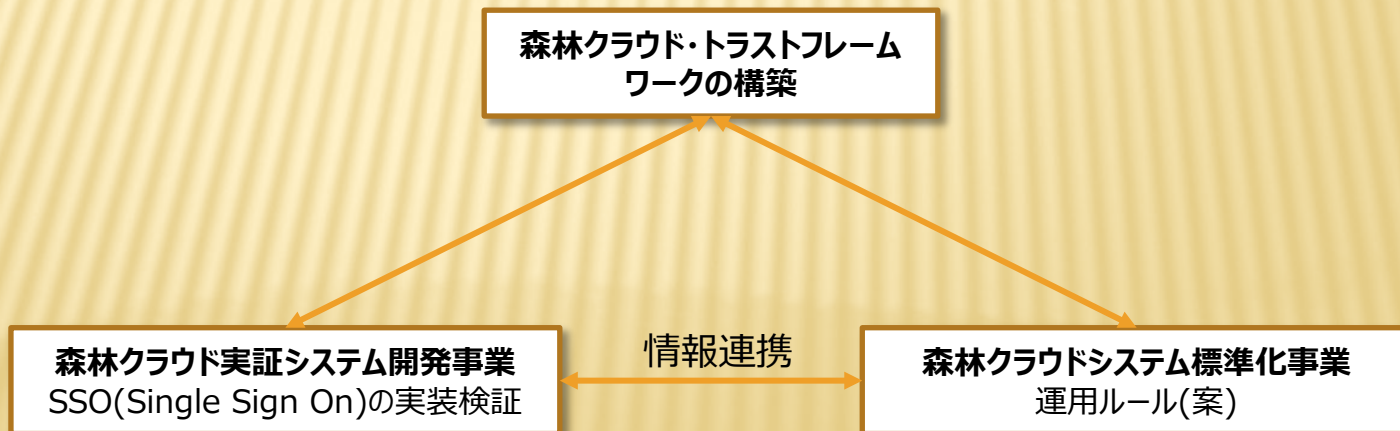


4. 事業連携によるシステム構築

【森林クラウド・トラストフレームワークの構築に関する役割】

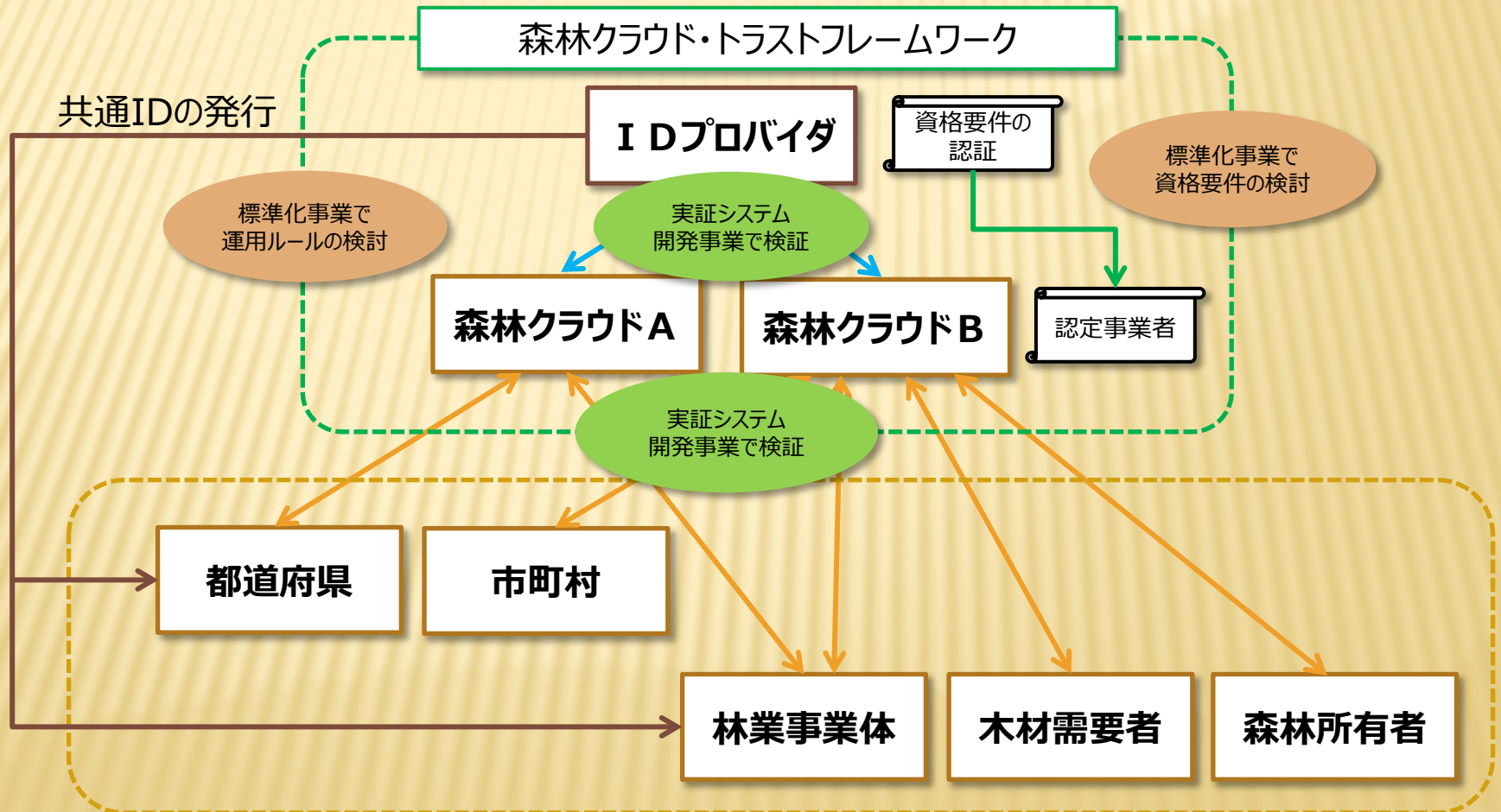
- ① 運用ルールの検討 ⇒ 森林クラウドシステム標準化事業
- +
- ② 実装検証 ⇒ 森林クラウド実証システム開発事業
- ||

森林クラウド・トラストフレームワークの構築



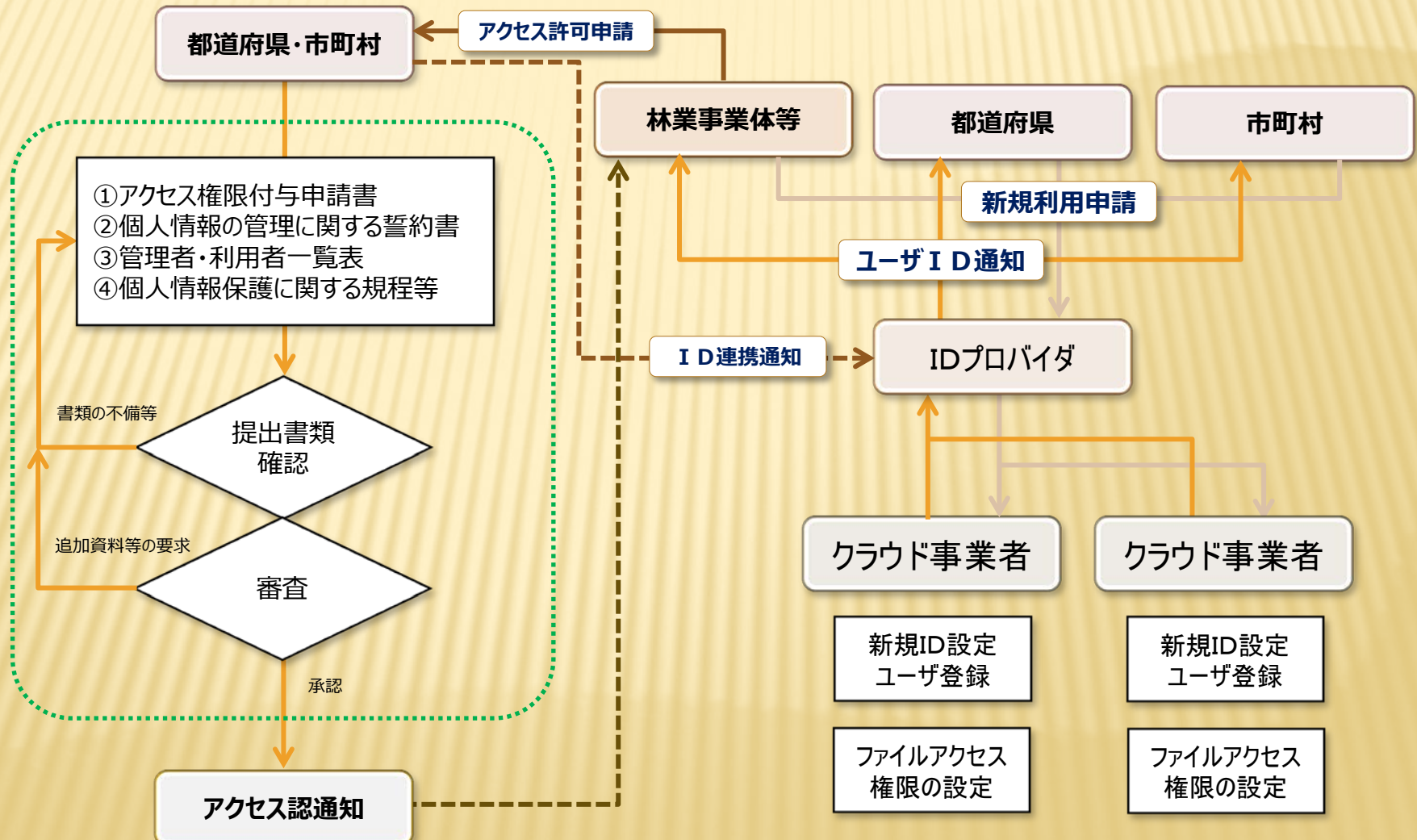
5. 運用ルール of 検討

共通のIDを利用して複数のクラウド事業者と安全に利用するためにはユーザ認証・アクセス制御を管理・監視するIDプロバイダが不可欠となる



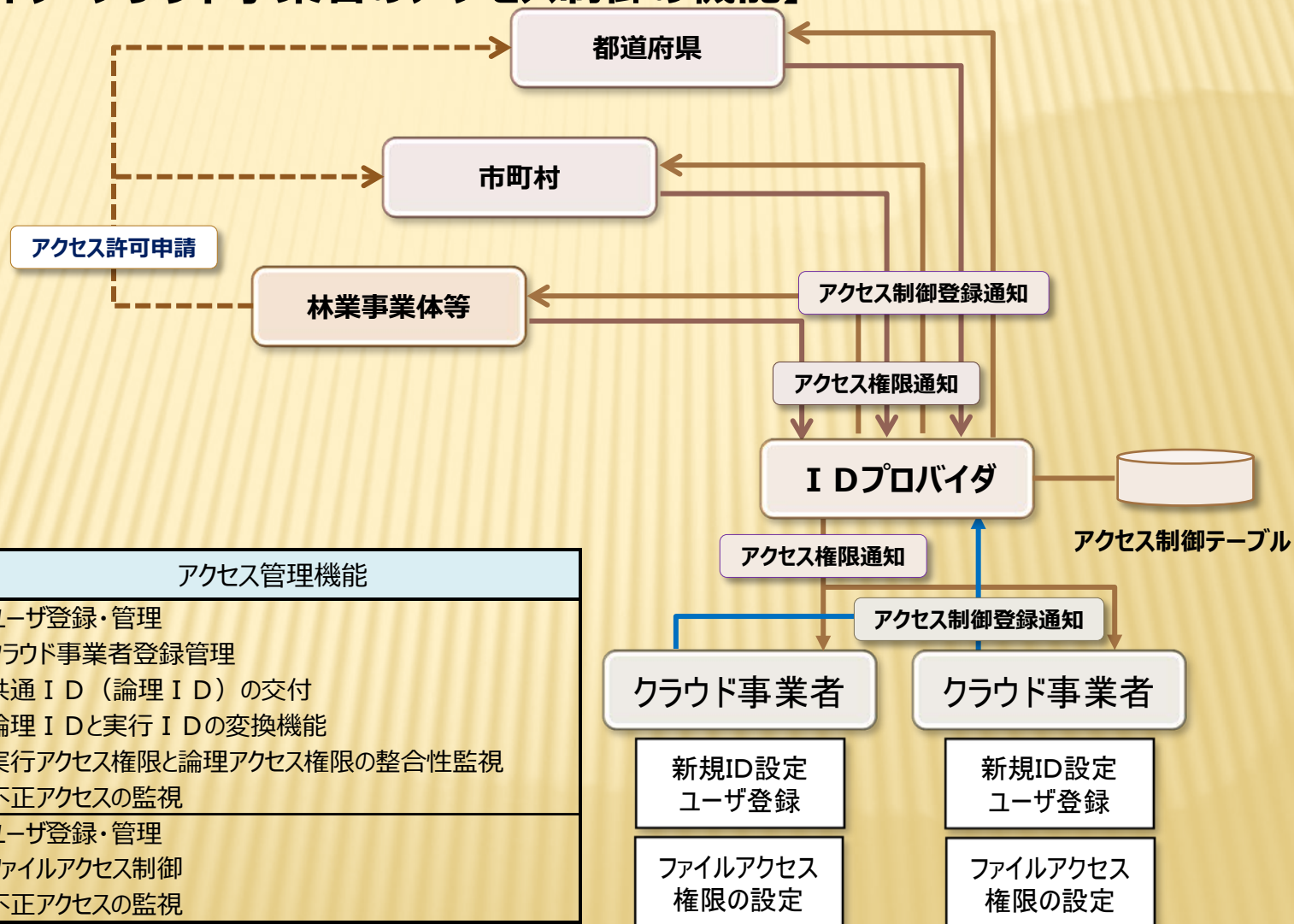
5. 運用ルールの特討

【自治体・林業事業体間での情報共有に関するアクセス制御手順について】



5. 運用ルール of 検討

【IDプロバイダ・クラウド事業者のアクセス制御の機能】



事業者	アクセス管理機能
IDプロバイダ	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザ登録・管理 ・クラウド事業者登録管理 ・共通ID（論理ID）の交付 ・論理IDと実行IDの変換機能 ・実行アクセス権限と論理アクセス権限の整合性監視 ・不正アクセスの監視
クラウド事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザ登録・管理 ・ファイルアクセス制御 ・不正アクセスの監視

6. クラウド事業者の資格要件

【IDプロバイダーの資格要件（案）】

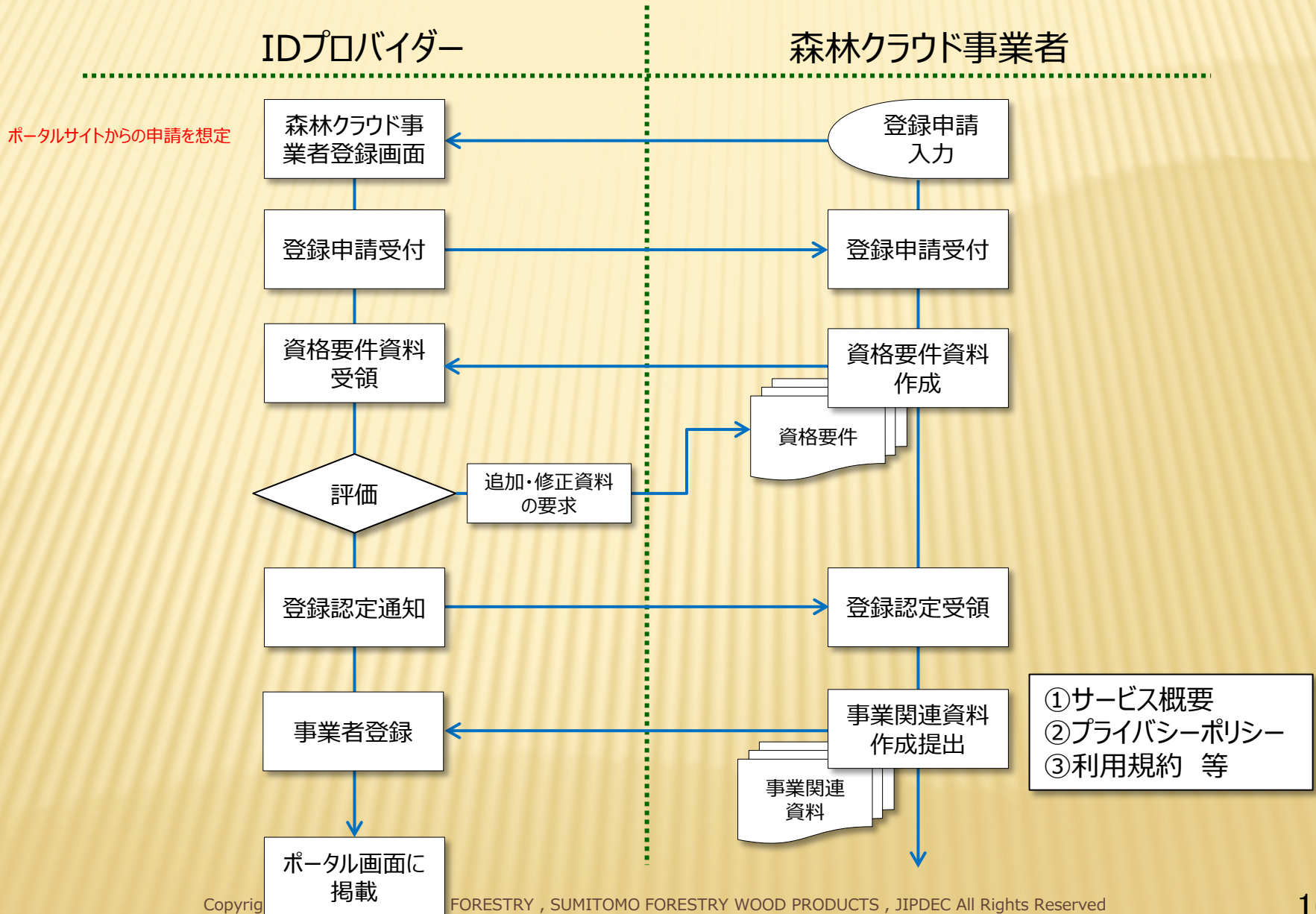
資格要件		IDプロバイダ (クラウド基盤事業者等)	備考
①	組織の成熟度	組織 法律及び契約の遵守 財務規定 データ保持及び保護 サービスの終了	第三者認証取得事業者である事 (ISMS・Pマーク等)
②	サービスの定義	利用規約 サービスの変更通知 利用者との合意 利用者との合意の記録 利用者情報の変更	
③	情報セキュリティの管理体制	セキュリティポリシーと手順の文書化 セキュリティポリシーの管理と責任 リスク管理 業務継続計画 品質管理 システム管理 ソフトウェア管理 内部監査・外部監査の実施 監査記録	
④	情報セキュリティに関する運営基盤	セキュリティ管理の手法 セキュリティ管理に関する役割の定義 人材リソースの適切性 物理的アクセス制御 論理的アクセス制御	
⑤	外部サービスの利用	契約と手続き 契約先の監督	
⑥	セキュアな通信の確保	セキュアなリモート通信 認証メッセージの検証 パスワードへのアクセス制御 パスワードの論理的保護	

6. クラウド事業者の資格要件

【 森林クラウド事業者の資格要件（案） 】

資格要件		森林クラウド事業者 (サービスプロバイダ等)	備考
①	組織の成熟度	法的実在性 法令遵守 情報管理能力 委託管理能力 組織管理能力	第三者認証を取得している事が望ましい (ISMS・Pマーク等)
②	サービスの定義	利用規約 サービスの変更通知 利用者との合意 利用者との合意の記録	
③	情報セキュリティの管理体制	セキュリティポリシーと手順の文書化 セキュリティポリシーの管理と責任 リスク管理 業務継続計画 品質管理 システム管理 ソフトウェア管理 内部監査・外部監査の実施 監査記録	
④	情報セキュリティに関する運営基盤	セキュリティ管理の手法 セキュリティ管理に関する役割の定義 物理的アクセス制御 論理的アクセス制御	
⑤	外部サービスの利用	契約と手続き 契約先の監督	
⑥	セキュアな通信の確保	パスワードへのアクセス制御 パスワードの論理的保護	

7. 登録手順の検討



自治体と林業事業者間の情報共有

1. 森林所有者の責務と行政の責務

【森林・林業基本法】

第九条（森林所有者等の責務）

森林の所有者又は森林を使用収益する権限を有する者(以下「森林所有者」という。)は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない。

森林法第11条 森林経営計画の作成とその計画の実施

第十二条（森林整備の推進）

国は、森林の適正な整備を推進するため、地域の特性に応じた造林、保育及び伐採の計画的な推進、これらの森林施業を効率的に行うための林道の整備、優良種苗の確保その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、国は、森林所有者による計画的かつ一体的な森林の施業の実施が特に重要であることに鑑み、その実施に不可欠な森林の現況の調査その他地域における活動を確保するための支援を行うものとする。

森林法第191条（国、県、市町村の援助）

2. 国、都道府県、市町村の援助

【森林法】

（農林水産大臣等の援助）

第191条 農林水産大臣及び都道府県知事は、全国森林計画及び地域森林計画の達成並びに市町村森林整備計画及び森林経営計画の作成及びこれらの達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。

- 2 市町村は森林の経営の受託又は委託に必要な情報の提供、助言又は、あつせんを行うとともに、市町村森林整備計画の達成並びに森林経営計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

（施業の集約化等の事業の推進）

第191条の5 国及び地方公共団体は、効率的な森林の経営を可能とするためには森林の施業の集約化等の事業の推進が重要であることに鑑み、これらの事業を担うことができる森林組合等の主体の育成、当該事業への支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3. 林野庁の通知 (平成24年3月30日23林整計第339号)

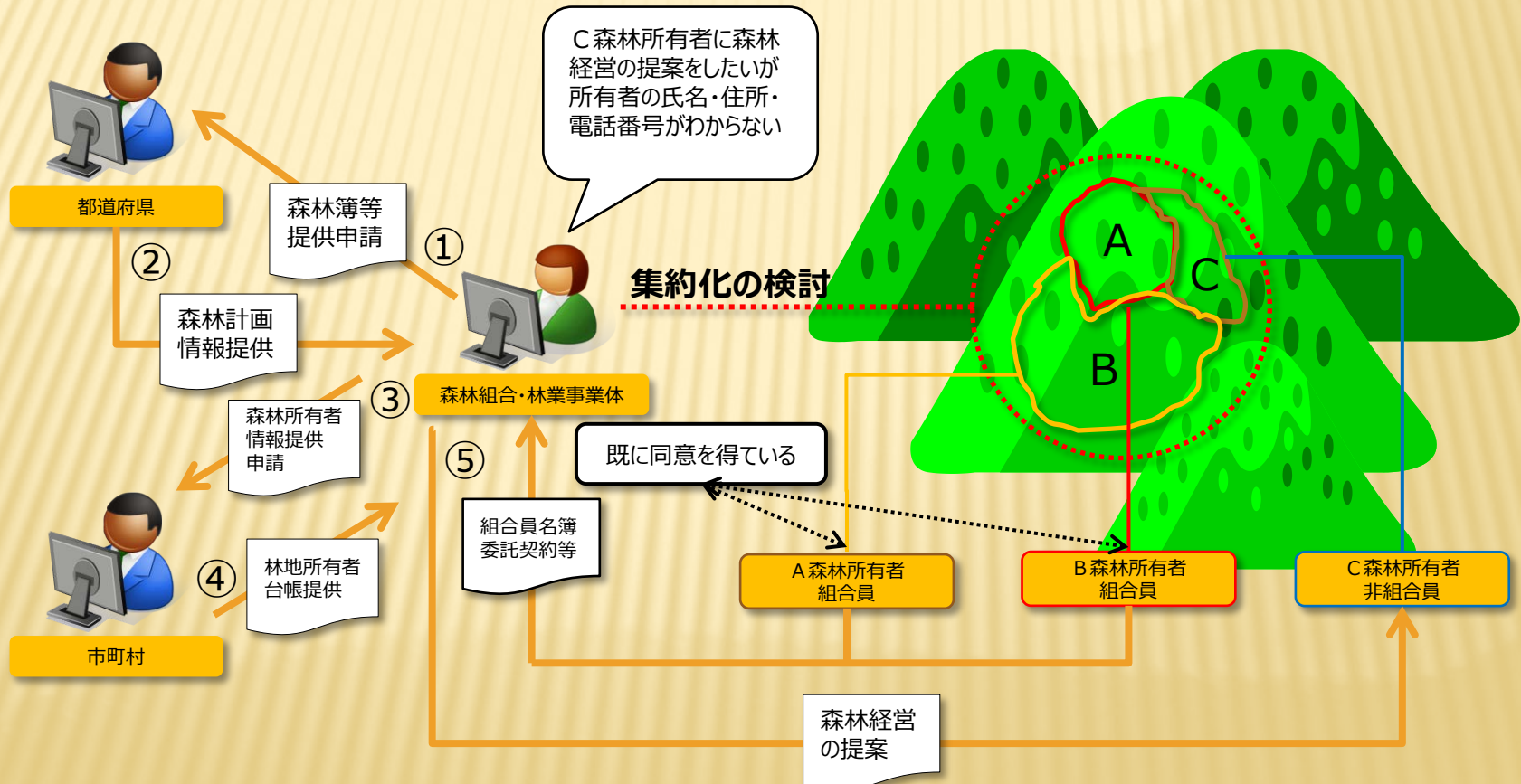
森林の経営の受委託、森林施業の集約化等の促進に関する森林関連情報の提供及び整備について

(1) 森林関連情報の提供について

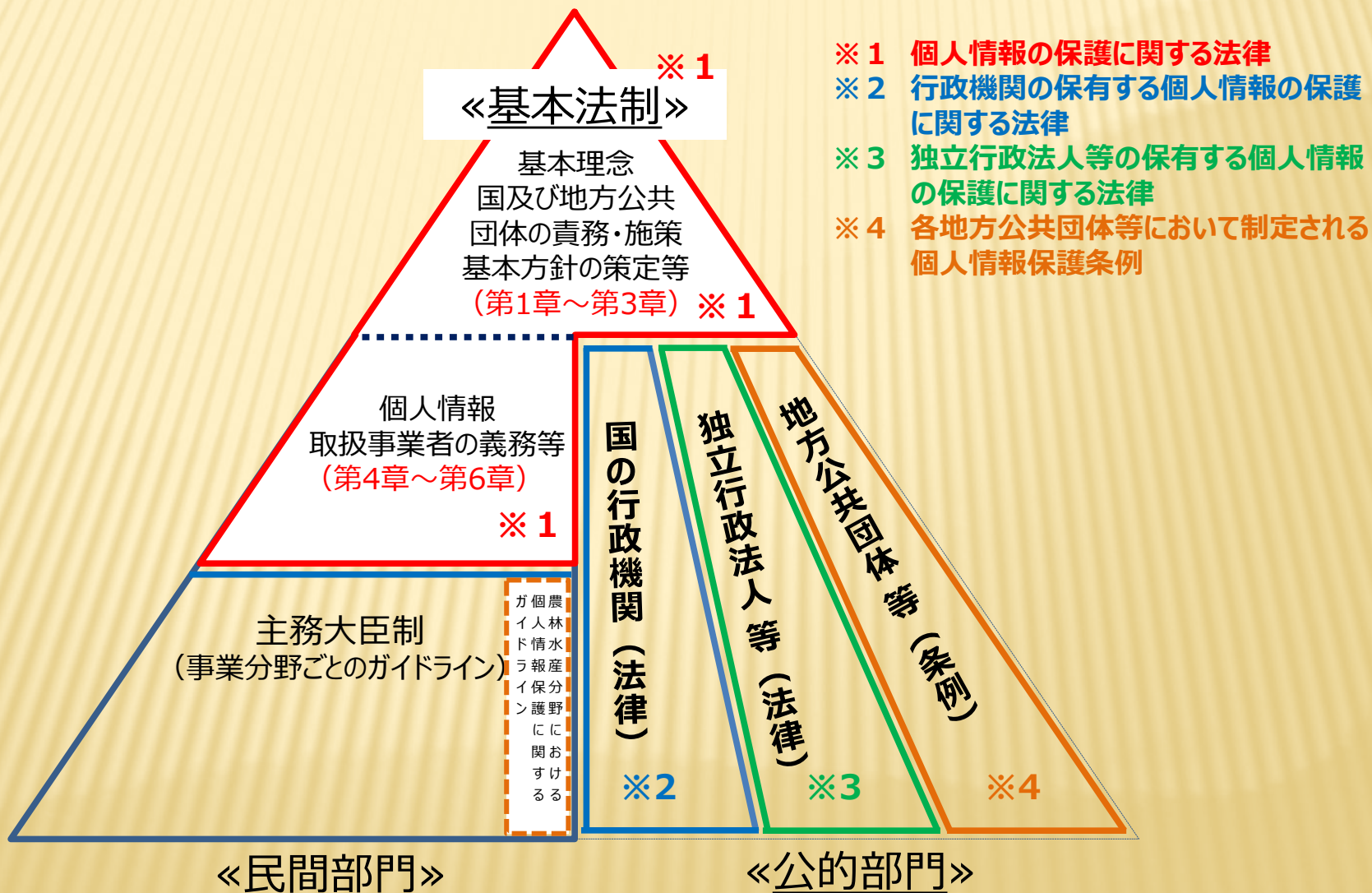
都道府県及び市町村が保有する森林簿、林地所有者台帳(「森林の土地の所有者となった旨の届出制度の運用について」(平成24年3月26日付け23林整計第312号林野庁長官通知)の6により整備された林地所有者台帳をいう。以下同じ。)、森林計画図等の森林に関する情報(以下「森林関連情報」という。)のうち、個人情報の第三者への提供については、都道府県及び市町村の個人情報の保護に関する条例(以下「個人情報保護条例」という。)において、第三者への提供を利用目的とすること、提供される個人情報の項目、提供の手段等についてあらかじめ当該個人情報に係わる個人が容易に知り得る状態にしておくことが求められているものと考えられる。

4. 森林経営計画の作成・計画の達成

森林施業の集約化の促進や森林計画達成のためには、森林所有者等に関する正確な情報の把握が重要である。



5. 個人情報保護法の体系



6. 個人情報保護法と地方公共団体

第二条（定義）

第三項 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、**次に掲げる者を除く**

一 国の機関

二 地方公共団体

三 独立行政法人等

四 地方独立行政法人

五 個人情報取扱事業者として認めない者（政令で定める者）

第五条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、**個人情報の適切な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。**

第十一条（地方公共団体が保有する個人情報の保護）

地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適切な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

6. 個人情報保護法と地方公共団体

【地方公共団体は個人情報取扱事業者から除外】

地方公共団体は個人情報取扱事業者から除外し、**保護法第四条以降の条文は適用外**となる。

【個人情報保護に関する条例の策定】

地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、**個人情報の適切な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。**



地方公共団体の個人情報の取扱いは、個人情報保護条例及び施行令を遵守する。

7. 某県の個人情報保護法条例

(利用および提供の制限)

第8条 実施機関は、利用目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関内において利用し、または当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、または本人に提供するとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 個人の生命、身体または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき。
- (5) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人に提供する場合で、当該提供を受ける者が事務の遂行上必要な限度において利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき。
- (6) 犯罪の予防等を目的として前号に規定するもの以外のものに提供する場合で、当該目的を達成するため必要な限度において提供し、かつ、提供することに特別な理由があると認められるとき。

7. 某県の個人情報保護法条例

- (7) 専ら統計の作成または学術研究の目的のために利用し、または提供するとき。
 - (8) 実施機関の内部で当該実施機関の事務の遂行上必要な限度において利用する場合であって、利用することに相当な理由があると認められるとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、または提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。
- 3 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の利用の目的もしくは方法の制限その他必要な制限を付し、または個人情報の保護のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

7. 某県の個人情報保護法条例

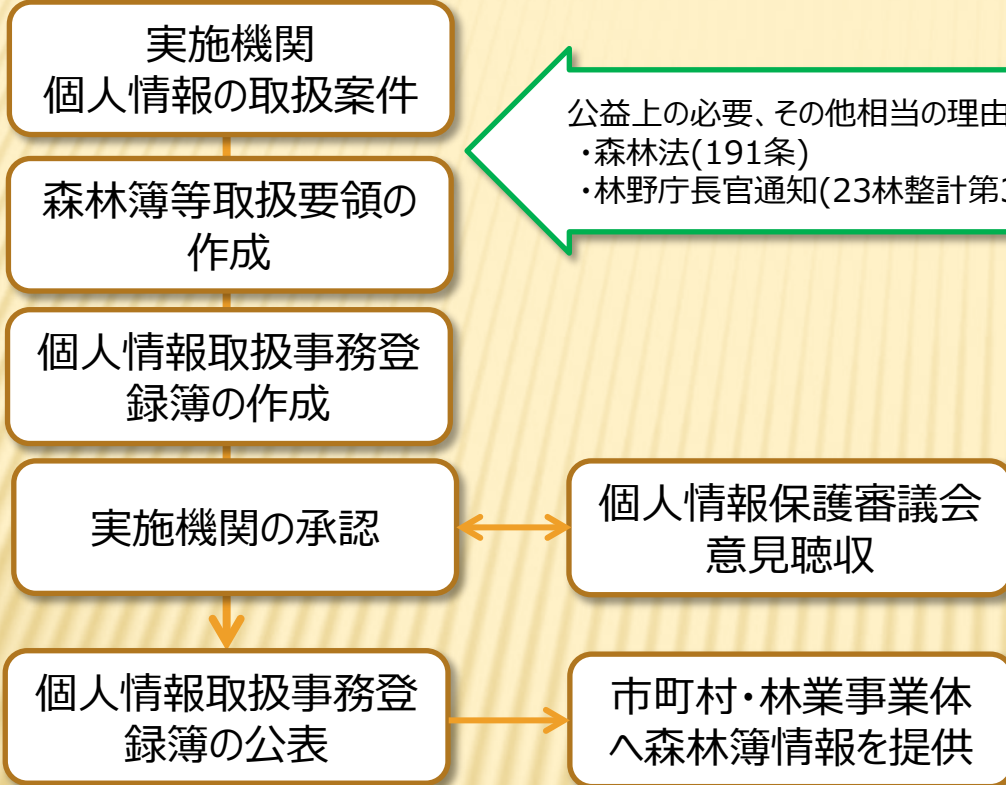
(電子計算機等の結合による提供の制限)

第9条 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関以外のものが実施機関の保有する個人情報をもつて随時入手し得る状態にするものに限る。）により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人に提供するとき（公益上の必要があり、かつ、当該国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人において個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められるときに限る。）。
- (3) インターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態において提供するとき（本人の同意があるときその他明らかに個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときに限る。）。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

8. 第三者提供するための手順

【都道府県が保有する森林情報を第三者提供するための手順】

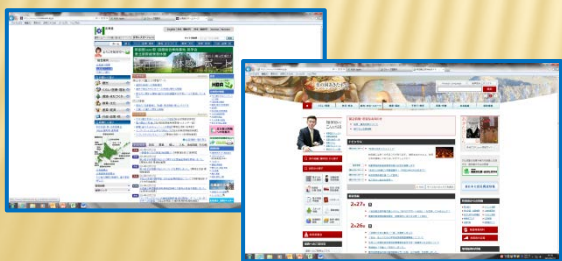


公益上の必要、その他相当の理由
 ・森林法(191条)
 ・林野庁長官通知(23林整計第339号)

第1号様式 (第4の3関係)

個人情報取扱事務登録簿							
事務の区分	<input type="checkbox"/> 全庁共通 <input checked="" type="checkbox"/> 出先機関共通 <input checked="" type="checkbox"/> 固有(林政課)						
所管する組織の名称	登録 林政課 登録年月日 平成17年 4月 1日 保有 林政課、各地域農林水産部 開始年月日 平成17年 4月 1日						
事務の名称	森林簿作成事務						
利用目的	森林法に基づく地域森林計画の樹立及び森林計画業務の基礎資料とするとともに、県・市町村が森林所有者等への適正な森林施業の指導等を行うため作成する。						
対象者の範囲	森林所有者等						
項目	<table border="1"> <tr> <td> <input type="checkbox"/>識別番号 <input checked="" type="checkbox"/>氏名 <input type="checkbox"/>性別 <input type="checkbox"/>生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/>住所 <input type="checkbox"/>電話番号 <input type="checkbox"/>国籍・本籍 <input type="checkbox"/> </td> <td> <input type="checkbox"/>健康・病歴 <input type="checkbox"/>障害 <input type="checkbox"/>身体状況 <input type="checkbox"/> </td> <td> <input type="checkbox"/>家族状況 <input type="checkbox"/>親族関係 <input type="checkbox"/>婚姻歴 <input type="checkbox"/> </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/>職業・職歴 <input type="checkbox"/>学業・学歴 <input type="checkbox"/>成績・評価 <input type="checkbox"/>資格 <input type="checkbox"/>賞罰 <input type="checkbox"/>趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> </td> <td> <input type="checkbox"/>資産状況 <input type="checkbox"/>収入状況 <input type="checkbox"/>納税状況 <input type="checkbox"/>公的扶助 <input type="checkbox"/>取引状況 <input type="checkbox"/> </td> <td> <input type="checkbox"/>思想・信条 <input type="checkbox"/>宗教 <input type="checkbox"/>社会的差別の原因となるおそれのある個人情報() 根拠 <input type="checkbox"/>法令等 <input type="checkbox"/>必要かつ不可欠 </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報() 根拠 <input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 必要かつ不可欠
<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/>					
<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報() 根拠 <input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 必要かつ不可欠					
取得先	<input type="checkbox"/> 本人以外 本人以外の区分 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 民間団体・私人 <input checked="" type="checkbox"/> 国・県以外の地方公共団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他(森林組合) <input type="checkbox"/> 独立行政法人等・地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 実施機関内での利用						
提供の有無及び提供先	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 提供先 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 民間団体・私人 <input checked="" type="checkbox"/> 国・県以外の地方公共団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他(森林組合) <input type="checkbox"/> 独立行政法人等・地方独立行政法人						
個人情報電算ファイルの利用の有無及び名称	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有(情報機器の結合) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 名称 森林簿エクセルファイル						
外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有						
指定管理者にわたる情報の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有						
備考							

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。



9. 某市町村の個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、保有個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 公表することを目的として作成し、又は取得したとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 同一実施機関内で利用する場合又は他の実施機関若しくは国等に提供する場合であって、当該保有個人情報を利用し、又は提供することに相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、審査会の意見を聴いて公益上必要があると認めたとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により、保有個人情報を利用し、又は提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

9. 某市町村の個人情報保護条例

(オンライン結合による提供の制限)

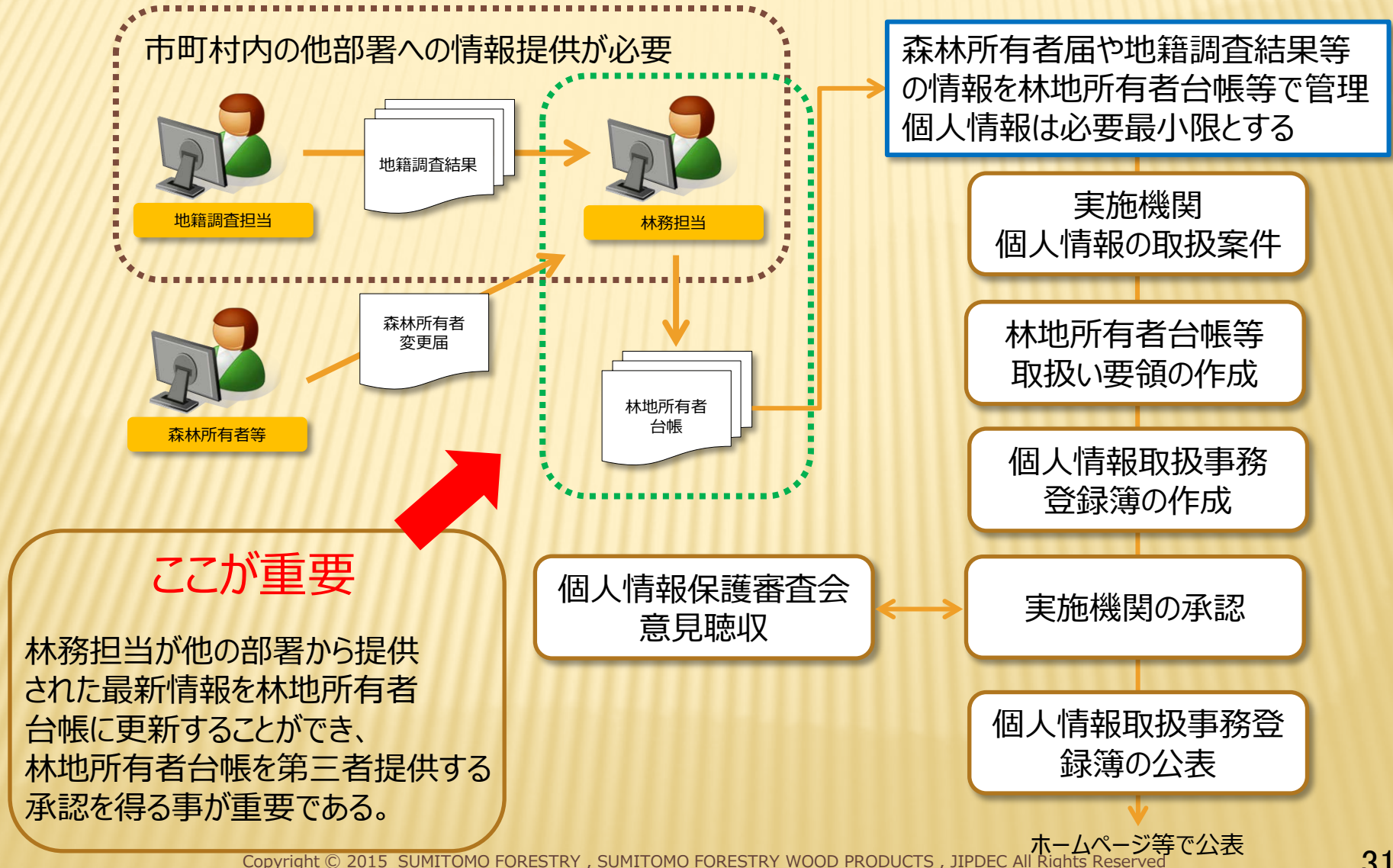
第10条 実施機関は、法令等に定める場合を除き、国等その他実施機関以外の者との間で通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手することができる状態にするものに限る。次項において「オンライン結合」という。)により、保有個人情報を実施機関以外の者に提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、法令等の定めによる時、又は審査会の意見を聴いた上で、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、オンライン結合により保有個人情報を提供することができる。

(提供先に対する措置要求)

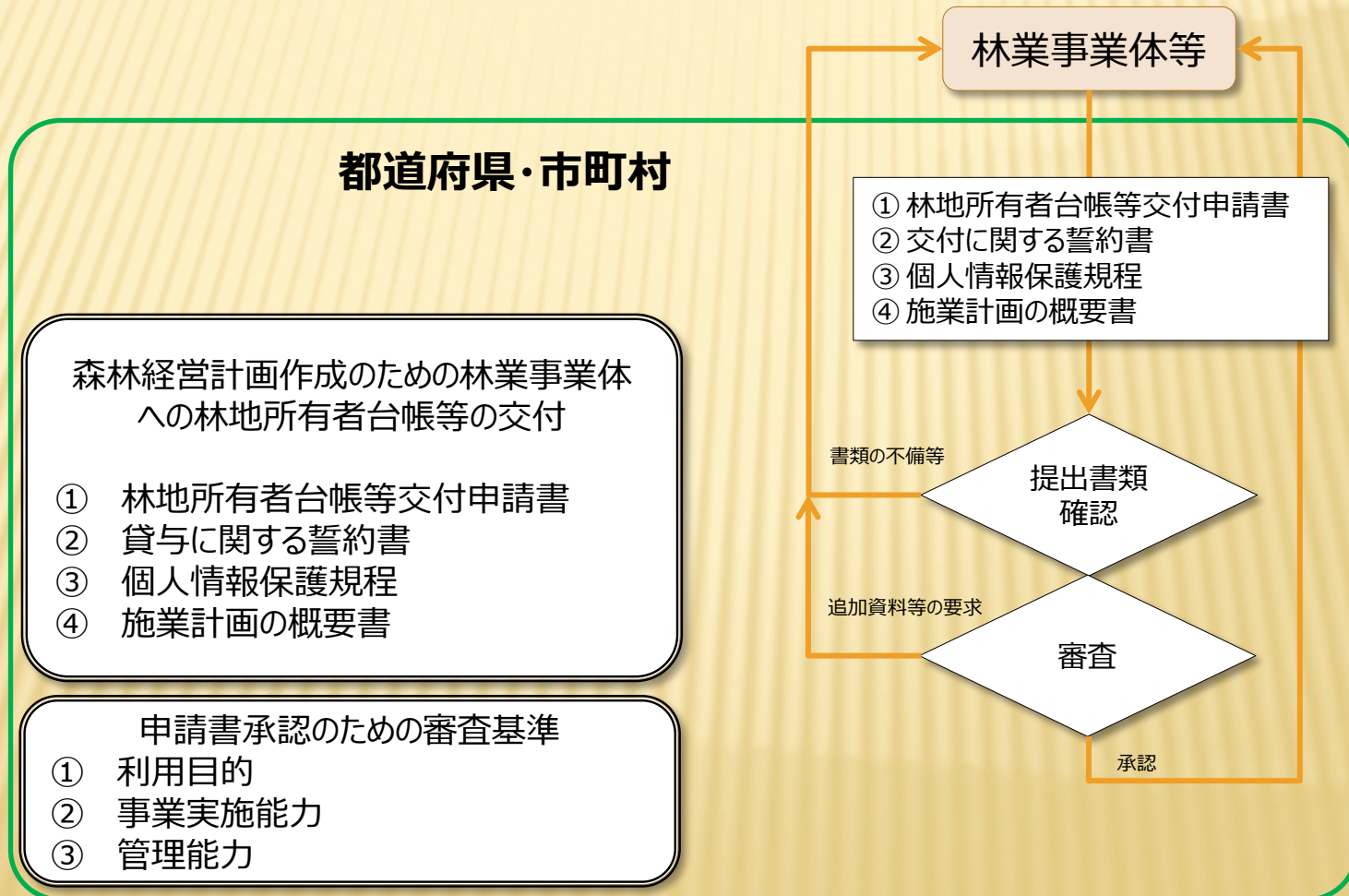
第11条 実施機関は、第9条第1項ただし書の規定により実施機関以外の者に保有個人情報を提供(以下「外部提供」という。)する場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、提供に係る保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講じることを求めなければならない。

10. 第三者提供するための手順



1 1. 第三者提供先の評価手順

【林地所有者台帳等取扱い要領（仮称）に基づく提供先評価手順】



情報整備と森林クラウドのユーザ認証

1. 林地所有者台帳の整備

【森林の土地の所有者となった旨の届出制度の運用について(平成24年3月26日 23林整計第312号)】

6 林地所有者台帳の調製等

法第10条の7の2の規定は法に基づく諸制度の円滑な実施のため森林所有者を把握することを目的としており、届出書によって得られた森林の土地の所有者に関する情報を整理するため、市町村の長は次により林地所有者台帳を整備するものとする。

(1) 台帳の調製

林地所有者台帳の参考様式は付録第2のとおりとし、その調製は、森林の土地の所有者となった旨の届出があったときに遅滞なく行うものとする。

また、法第191条の2の規定に基づく情報の利用等により届出書によって得られた森林の土地の所有者に関する情報と異なる情報が得られたときは、備考欄に当該異なる情報の内容、当該情報が記載されている資料その他の情報源の名称及び当該情報を得た年月日を記載するものとする。

(2) 台帳の訂正

森林の土地の所有者となった旨の届出により林地所有者台帳を訂正する場合には、訂正の年月日を付記して行うものとする。

1. 林地所有者台帳の整備

【森林の土地の所有者となった旨の届出制度の運用について(平成24年3月26日 23林整計第312号)】


7 森林所有者情報の整備の推進

法第191条の4の規定の趣旨を踏まえ、地方公共団体において森林に関するデータベースの整備を進めることが重要であることから、市町村において、6（林地所有者台帳の調製等）の林地所有者台帳に係る情報その他森林所有者に関する情報について、データベースを整備するよう努めることが望ましい。

また、市町村の長は、法第191条の2第2項の規定に基づき都道府県知事から森林簿の調製等のため森林所有者情報の提供を求められた場合には、当該市町村における個人情報保護条例の定めるところに従い、情報の提供に努めるものとする。


1. 林地所有者台帳の整備

- ✓ 森林経営計画の作成及び、その達成のために施業集約化の推進による適切な森林管理が求められている。
- ✓ 所有者が分からない森林や所有者自身が土地の所在、境界分からない森林が急増している。

- 
- ✓ 都道府県は、「森林簿等に関する取扱要領」に規定されている申請によって森林簿・計画図等の提供を実施している。
 - ✓ 都道府県が管理する森林簿は、情報の更新は行われているものの常に最新情報となっているものではない。



都道府県から提供される情報だけでは充分でない場合がある。

- 
- ✓ 市町村は、森林所有者変更届や地籍調査情報等によって都道府県が把握をしていない森林所有者情報を把握できる場合がある。
 - ✓ **市町村は、同一実施機関内での情報共有・提供によって、より正確な森林情報や所有者情報を把握することが重要である。**

1. 林地所有者台帳の整備

(利用及び提供の制限)

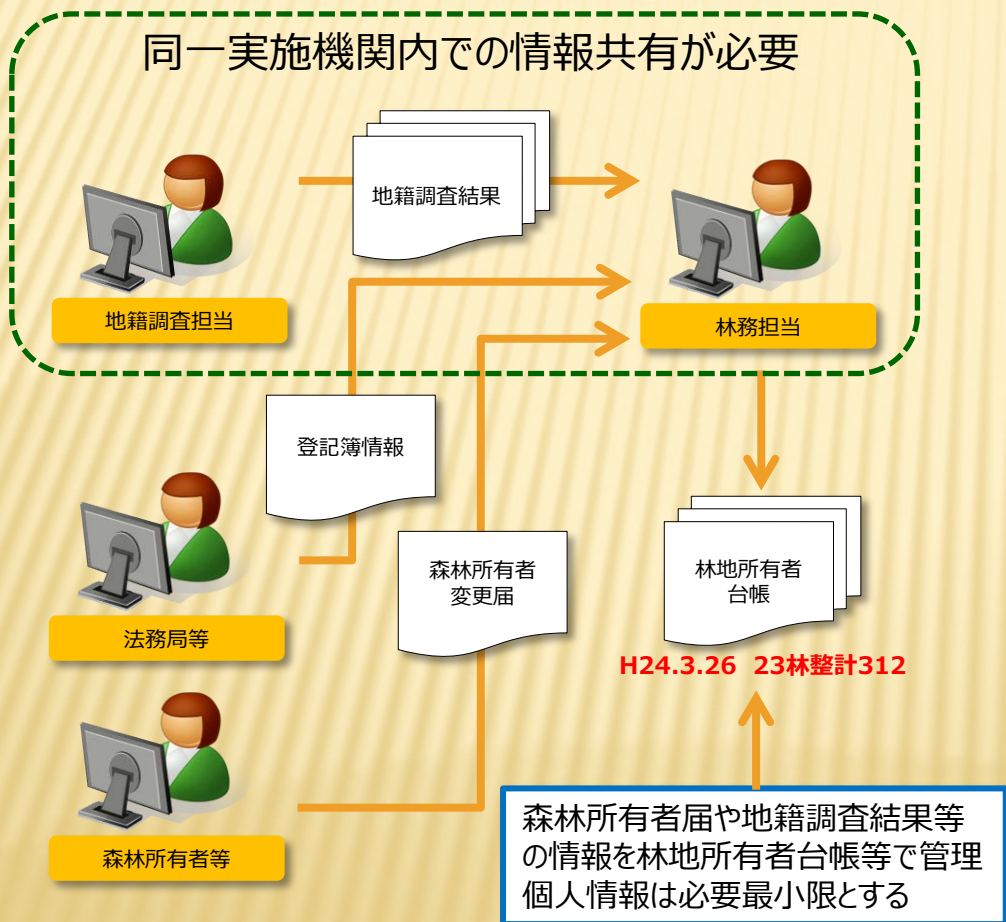
第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、保有個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 公表することを目的として作成し、又は取得したとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) **同一実施機関内で利用する場合**又は他の実施機関若しくは国等に提供する場合であって、当該保有個人情報を利用し、又は**提供することに相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。**
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、審査会の意見を聴いて公益上必要があると認めたとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により、保有個人情報を利用し、又は提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

1. 林地所有者台帳の整備

市町村管轄内の森林所有者情報を林地所有者台帳に整備することが重要



付録第2

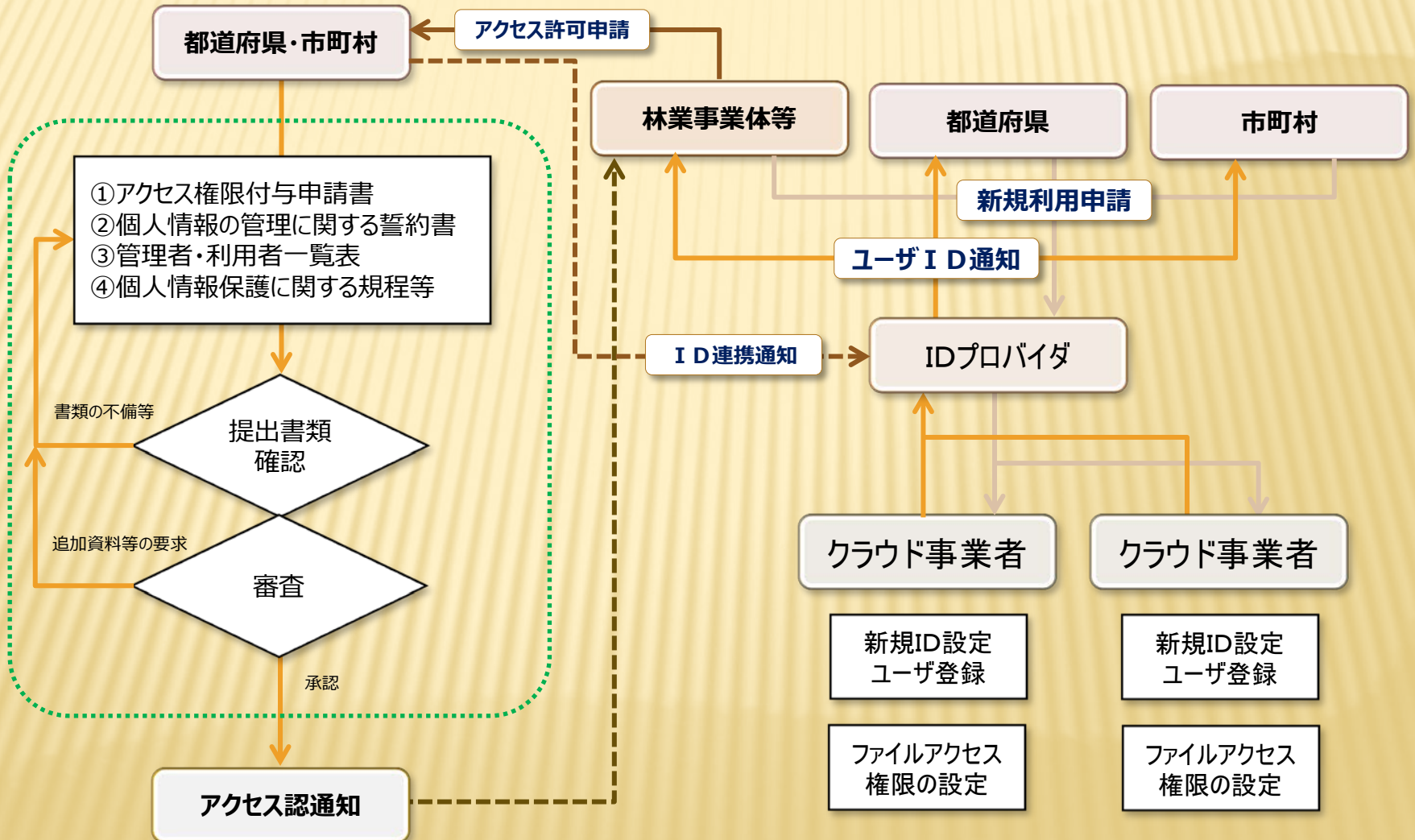
林地所有者台帳

	調製年月日	年 月 日	
所在場所	大字	字	地番
面積	h a	持分割合	
土地所有者の住所			
土地所有者の氏名 (法人にあっては名称 及び代表者氏名)			
所有者となった年月日	年	月	日
備考			

注意事項

- 1 台帳は一筆の土地ごとに調整することとし、大字、字、地番が整序するように管理すること。
- 2 面積はヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位以下を四捨五入すること。
- 3 持分割合は、新たに所有者となった土地について共有している場合に記載すること。
- 4 備考欄には、森林の土地所有者となった旨の届出を踏まえ、参考となる事項を記載すること。

3. 森林クラウドにおけるユーザ認証



**ご清聴ありがとうございました。
ございました。**

森 林 ク ラ ウ ド シ ス テ ム 標 準 化 事 業

**住 友 林 業 株 式 会 社
住 友 林 業 フォレストサービス株式会社
一 般 財 団 法 人 日 本 情 報 経 済 社 会 推 進 協 会**